

ポンプ場・処理場施設 設計業務委託標準仕様書

平成 21 年度

堺市上下水道局下水道部

平成 21 年 05 月改訂
平成 19 年 04 月改訂

目 次

第 1 章	總 則	1
第 2 章	調 査	4
第 3 章	設 計 一 般	5
第 4 章	基 本 設 計	7
第 5 章	実 施 設 計	11
第 6 章	増設設計(基本・実施)	14
第 7 章	照 査	15
第 8 章	提 出 図 書	16
第 9 章	参 考 図 書	18
第 10 章	補 足 事 項	20

第 1 章 総 則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下、業務という。）は、業務設計書及び特記仕様書に示す委託対象施設の工事を実施するために必要な設計図・計算書・設計書等の作成を行うことを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書及び業務設計書に基づいて履行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い履行しなければならない。

1.3 監督員

本仕様書にいう「監督員」とは、業務委託契約書（以下、契約書という。）第 9 条に定める監督員をいう。

1.4 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

1.5 法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.6 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.7 秘密の保持

受託者は、堺市個人情報保護条例を遵守し、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしはならない。

1.8 公益確保の義務

受託者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することのないように努めなければならない。

1.9 許可申請

受託者は、業務に必要な許可申請（計画通知等）に関する事務に必要な図面作成を遅滞なく行わなければならない。

1.10 届出書類

受託者は、業務の着手および完了にあたって、本市の契約約款に定める所定の様式により、諸届を監督員に提出しなければならない。なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

1.11 管理技術者および技術者

(1) 受託者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な

技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

- (2)管理技術者は、総合技術監理部門技術士（下水道）、上下水道部門技術士（下水道）又は下水道法施行令第15条に規定された資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。
- (3)受託者は、業務の進捗を計るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。
- (4)受託者の使用する従業員が、監督員の指示に従わないとき、または、作業に不相当と認められたときは、交代を命ずることがある。この場合、受託者は直ちに必要な措置をとらなければならない。

1.12 工程管理

- (1)受託者は、業務着手に先立って実施計画書を提出し、監督員の承認を得なければならない。
- (2)受託者は、現行の実施工程表に変更が生じ、その内容が重要な場合には、その都度変更した実施工程表を提出し、監督員の承認を得なければならない。
- (3)実施工程表について監督員が特に指示した場合には、受託者は更に細部の実施工程表を提出し、監督員の承認を得なければならない。
- (4)特に時期の定められた箇所については、受託者は監督員と事前に協議し、工程の進捗を図ること。

1.13 付近居住者との交渉

受託者は、付近居住者と交渉を必要とするとき、または交渉を受けたときは、誠意を持って解決を図り、解決後は遅滞なく監督員に書面でもって報告しなければならない。

1.14 事故報告

受託者は、業務履行中に事故が発生したときは、直ちに所定の措置を講ずるとともに、事故発生の原因、経過、事故による被害内容、及び今後の対策について、監督員に書面でもって報告しなければならない。

1.15 被害の負担

業務履行中における天災地変、または盗難等による損害は、受託者の負担とする。

1.16 成果品の審査

- (1)受託者が成果品として、第8章に指定された提出図書一式を提出しなければならない。
- (2)受託者は、業務完了時に監督員の成果品審査を受けなければならない。
- (3)受託者は成果品の審査において、訂正を指示された箇所は直ちに訂正しなければならない。
- (4)業務完了後において、明らかに受託者の責めに伴う業務のかしが発見された場合、受託者は直ちに当該成果品の修正を行わなければならない。

1.17 引渡し

業務の審査に合格後、第8章に指定された提出図書一式を納品し、本市の検査員の検査をもって業務の完了とする。

1.18 証明書の交付

業務履行に必要な証明及び申請書の交付は、受託者の申請によるものとする。

1.19 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については本市、受託者協議の上、これを定める。

1.20 関係官公庁との協議

受託者は関係官公庁と協議を必要とするとき、または協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく監督員に書面でもって報告しなければならない。

1.21 業務実績データの作成・登録

受託者は、契約時及び完了時において委託金額が100万円以上の建設コンサルタント業務、地質調査業務、測量業務及び補償コンサルタント業務については、テクリス（測量調査設計業務実績情報サービス）に基づき、実績登録用データを作成し、監督員の確認を受けた後に、財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）に登録しなければならない。登録後は、「登録内容確認書」を直ちに監督員に提出しなければならない。また、設計変更時（工期変更、契約金額変更）及び技術者の変更時には、同様の変更登録をしなければならない。なお、いずれの場合も、登録事由発生時から10日以内に登録しなければならない。

第 2 章 調 査

2.1 現地調査

受託者は、現地を踏査し、堺市の下水道事業計画図書、測量、土質調査資料等に基づき、下記事項について、確認しておかなければならない。

(1)地形，その他

用地境界、周囲の状況、地盤高、排水の状況、連絡道路、水道、ガス、電気の経路等

(2)地質

地質調査資料と現地との関係

(3)管渠の位置、形状、管底高

(4)吐口の予定位置

(5)放流先の状況

(6)その他、既設図面等の設計に必要な事項

2.2 渉外事務

受託者は、調査及び設計上、必要な渉外事務を行わなければならない。ただし、受託者の責任において解決できない場合は、監督員と協議すること。なお、渉外事務の記録は詳細に明記し、随時監督員に書面で報告するとともに業務完了時に整理して提出しなければならない。

第 3 章 設 計 一 般

3.1 一般的事項

- (1)業務の実施に当って、請負者は監督員と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2)設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受託者と監督員は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。
- (3)受託者は打ち合わせごとに協議議事録を作成し、監督員に提出しなければならない。また、毎月、業務月報を提出しなければならない。

3.2 設計基準等

設計に当っては、本市の指定する図書及び本仕様書第 8 章の図書を参考にして、設計業務を行なわなければならない。

3.3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、監督員と協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

3.4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3.5 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

3.6 基本設計および実施設計及び増設実施設計

- (1)業務の内容は基本設計と実施設計及び増設実施設計に分ける。
- (2)基本設計とは、実施設計を行うに当り、当該設計対象施設の処理方式、フローシート、基本的な配置、構造、形式、容量、機能、工事施工方法、維持管理方式及び事業の総合的効果等の基本的事項の確認及び検討をいう。
- (3)実施設計とは、基本設計に基づいて、工事を実施するために必要な設計図、計算書等（以下、実施設計図書という。）の作成業務をいう。
- (4)増設実施設計

増設基本設計

増設基本設計とは、「(2)の基本設計」に基づいて実施する増設実施設計に先立ち、対象施設の基本設計を見直さなければならない場合に行う基本設計図書の作成業務をいう。

増設実施設計とは、「(2)の基本設計」又は、「 の増設基本設計」に従い、既存施設に連続して建設するために必要な実施設計図書の作成業務をいう。

第 4 章 基本設計

4.1 基本設計図書の作成に関する作業

基本設計業務は、次の事項の検討、または確認並びに設計図書等の作成を行い、基本設計図書として、まとめなければならない。

(1) 基本設計を実施する上で検討、または確認する事項

基本設計業務において、次の事項を検討又は確認しなければならない。

(イ) 基本条件の確認

行政区域

現在人口、将来人口、面積、都市計画区域、市街化区域、市街化調整区域、用途地域、公害関係規制区域等

上位計画等

環境基準、公害防止計画、流総計画等

処理区域・排水区域

地形、気象、地質、地下水等の自然的条件、地盤沈下の状況、浸水状況等

下水道全体計画

計画区域、計画人口、排除方式、計画下水量、幹線ルート、ポンプ場及び処理場の位置、設置数、規模、年次別流入下水量等

ポンプ場、処理場計画

流入管計画、放流管計画、放流河川計画、計画汚水量、計画雨水量、計画水質等

(ロ) 処理方式・フローシートの検討

処理方式・フローシートは、次の各事項を考慮して、総合的な見地から定めること。

流入下水の水質、水量及び水温

放流水域の水質の許容限度

放流水域の現在及び将来の利用状況

処理場の立地条件、建設費、維持管理費、操作の難易

施設の初期段階における最適処理方法についての検討

法律等に基づく規制

(ハ) 維持管理基本構想の検討

運転制御方式の検討

ポンプ場、処理場内の運転制御方式、他ポンプ場、処理場相互の運転制御方式の検討を行うこと。

維持管理体制の検討

維持管理体制の検討を行うこと。

(ニ) 配置計画の検討

施設計画等の検討

平面計画・立面計画（機器の配置）、管廊計画（配管、ケーブル等の収容）、機器の搬出入計画等により最適スペースを検討すること。

配管、配線計画の検討

の配置計画の比較検討に併行し、場内各種主配管、主配線ルートを立案すること。

配置計画

経済性、維持管理の難易、環境条件等を考慮し、配置計画を確認すること。

(ホ)施設設計

容量計算

設計負荷、余裕、予備、初期投資の大小等を検討し、容量、出力を確認すること。

形式、機種等の検討

維持管理の容易さ、経済性、機能等に関して比較検討。

主要機器の運転操作方式、計装制御方式の検討

環境整備計画の検討

換気脱臭、防音防振、排煙、危険物、高圧ガス、緑化、場内道路、場内排水等を検討すること。

(ハ)水位関係の検討

ポンプ揚程

放流先水位、再揚水ポンプ等の比較検討

水理計算

計画地盤高と施設レベル

(ト)施工方式の比較検討

施工方式については、土質調査資料、周辺状況、その他関係資料等を考慮し、工事施工方法ごとの概算コスト比較、必要工期、施工の難易度、工事公害の検討を行うこと。

(2)基本設計図書の作成に関する作業

建設事業計画の検討並びに土木、建築、機械及び電気の各部門とその相互関係を明らかにする基本設計図書を作成すること。基本設計図は次に示す内容とし、縮尺 1/100～1/200 を標準とする。ただし、一般平面図、その他これによっては不都合な場合は、監督員との協議による。

(イ)事業計画の検討

ポンプ場、処理場の概算事業費の算出

ポンプ場、処理場の建設事業計画の検討

(ロ)基本設計図

土木関係

a)一般平面図

b)水位関係図

c)構造図

- 1)平面図
 - 2)断面図
 - d)場内各種排水平面系統図
 - e)場内整備平面計画図(場内道路、門、さく、塀、場内造成等)
 - 建築関係
 - a)意匠図
 - 1)各階平面図
 - 2)立面図
 - 3)断面図
 - 4)求積図表(概算値)
 - b)建築機械設備
 - 1)概略系統図(衛生、換気、空調)
 - 2)主要機器配置図
 - c)建築電気設備
 - 1)概略系統図(照明・動力幹線、自火報、電話、放送、時計等)
 - 2)主要機器配置図(盤類)
 - d)全体鳥瞰図(カラー仕上)
 - 機械関係
 - a)基本フローシート
 - 水処理、汚泥処理、用水、空気、ガス、油等
 - b)機器配置計画図(主要機器)
 - 1)全体配置平面図
 - 2)施設毎配置平面図
 - 3)施設毎配置断面図
 - c)主要配管系統図(ルート及びスペース)
 - 電気関係
 - a)構内一般平面図
 - b)主要配電系統図(ルート及びスペース)
 - c)単線結線図(受電～低圧主幹)
 - d)主要機器配置平面図(主として中央管理室、電気室、自家発電機室)
 - e)計装設備図(主要計測及び操作フローシート)
- (3)基本設計図書(確認及び検討書、図面等)の作成

基本設計図書(確認書,検討書及び図面等)は、「(1)基本設計を実施する上で検討又は確認する事項」で行った確認・検討事項及び「(2)基本設計図書作成に関する作業」で作業した図面を下記の内容により構成、まとめるものとする。

(イ)共通事項

基本条件確認書

処理方式検討書

維持管理方式検討書

資源有効利用計画検討書(汚泥、再生水、熱、建設副産物等)

環境対策検討書

a) 換気、脱臭計画

b) 防音、防振計画

c) 脱硫、排煙処理計画

d) 高圧ガス等の防護計画

e) 場内整備計画

構内水利用計画検討書

事業計画の検討書

(ロ) 土木関係

施設配置計画、水位関係の検討、容量計算、水理計算書

基礎支持形式の比較検討書

仮設計画検討書

(ハ) 建築関係

平面計画検討書

特殊構造の検討書

建築設備計画検討書

(ニ) 機械関係

主要機器構成計画(基本フローを含む。)

設備容量計画

水利用計画

油類利用計画

主要機器搬出入計画(主要機器寸法を含む。)

主要機器重量表

(ホ) 電気関係

使用電力需要計画

受変電及び負荷設備計画

自家発電設備計画

制御電源設備計画

監視制御設備計画

計装設備計画

主要機器構成計画

主要機器重量表

第 5 章 実施設計

5.1 実施設計図書の作成に関する作業

実施設計業務は、次の事項の確認並びに詳細設計図書の作成を行い、実施設計図書としてまとめなければならない。

(1) 実施設計業務で確認する事項

実施設計業務において、次の事項を確認しなければならない。

- (イ) 受託者は、実施設計業務を進めるに当り、設計対象施設に関する基本設計の内容について確認を行わなければならない。
- (ロ) 土木建築構造物の構造計算に先立ち、構造分類に基づいた設計条件、荷重条件、設備機器の重量表、主要形状寸法一覧表、主要設備機器の搬入経路および各部寸法等の確認を行わなければならない。
- (ハ) 仮設構造物の部材応力算定に先立ち、土圧算定式、設計諸元、切梁段数、山留方法、排水方法、仮設道路計画等の確認又は検討を行わなければならない。

(2) 実施設計業務で行う計算書等の作成に関する作業

受託者は、本市が提供した資料、または受託者の調査した項目について、整理し、確認又は検討を行った後に次の作業を行う。

なお、確認された基本設計図書のうち、実施設計で使用できるものは、再使用を妨げない。

(イ) 土木関係

- 構造計算書
- 基礎計算書
- 仮設計算書
- 水理計算書
- 容量計算書
- 耐震計算書

(ロ) 建築関係

- 構造計算書
- 基礎計算書
- 仮設計算書
- 設備設計計算書
- 耐震計算書

(ハ) 機械関係

- 設備容量計算書
- 能力、台数、出力等
- 機器リスト表

特殊設備の安全性・安定性に対する検討書
主要機種重量表および建築荷重設定表
耐震計算書

(二) 電気関係

設備容量計算書
能力、台数、出力等
運転操作概要書
主要機器重量表および建築荷重設定表
耐震計算書

(3) 詳細設計図の作成に関する作業

受託者は、次に示す詳細設計図を作成すること。

(イ) 土木関係

一般平面図
水位関係図
構 造 図
a) 平 面 図
b) 縦横断面図
c) 杭配置図
詳 細 図
設備（機械、電気）との取合図及び箱抜き図
配筋図（鉄筋加工図は数量計算書に記入）
場内管渠配管図（平面図、縦横断面図）
場内排水管、マンホール、ます構造図
場内道路、門、さく、塀、場内整備図等
工事特記仕様書

(ロ) 建築関係

建築意匠図.....案内図、配置図、求積図、仕上表、平面図、立面図、断面図、矩
計図、詳細図、展開図、天井伏図、建具表、工事特記仕様書、箱
抜き図
建築構造図.....伏図、軸組図、断面リスト、ラーメン図、配筋詳細図
建築機械設備図
系統図、平面図、断面図及び必要部分は詳細図
建築電気設備図
電灯、非常用照明、設備動力、電気時計、火災報知、電話、拡声、テレビ共聴等
a) 系 統 図
b) 各階配線平面図

主要建物(沈砂池・ポンプ室、ポンプ室、管理棟、自家発電機室、汚泥処理棟、送風機室)の透視図(カラー仕上)

(ハ) 機械関係

フローシート(全体及び施設又は設備ごと)

全体配置平面図

配置平面図(施設ごと)

配置断面図(施設ごと)

配管全体図

水位関係図、箱抜き参考図(土木に準ずる)

工事特記仕様書

(ニ) 電気関係

構内一般平面図

単線結線図

主要機器外形(参考寸法)図

機能概略説明図(計装フローシート、監視制御システム系統図)

主要配線、配管系統図

配線、配管布設図(ラック、ダクト、ピット)

接地系統図

機器配置図(との共用含む)

工事特記仕様書

(4) 工事設計書の作成に関する作業

受託者は、監督員の示す様式、資料により次のものを作成すること。

(イ) 数量計算書(材料)

(ロ) 工期算定計算書

(ハ) 見積依頼書

(ニ) 工事設計書(金抜設計書)

第 6 章 増設設計(基本・実施)

6.1 増設基本設計図書の作成に関する作業

増設基本設計業務は、

施設設計

水位関係の検討

施工方法比較検討

基本設計図書作成

を行い、増設基本設計図書として、まとめなければならない。図書の作成は、「4.1 基本設計図書の作成に関する作業」に準ずるものとする。

6.2 増設実施設計図書の作成に関する作業

増設実施設計業務は、「5.1 実施設計図書の作成に関する作業」に準ずるものとする。

第 7 章 照 査

7.1 照査の目的

受託者は業務を施行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

7.2 照査の体制

受託者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

7.3 照査事項

受託者は設計全般にわたり正常時・異常時における処理機能の確保、施設の耐久性及び環境条件に対する適応性、柔軟性を基本として以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

(1) 基本設計

(イ)基本条件の確認内容に関する照査

(ロ)検討の方法及びその内容に関する照査

(ハ)土木設計、建築設計(建築機械、建築電気を含む)、機械設計及び電気設計の相互間における整合性に関する照査

(2) 実施設計

(イ)設計計画の妥当性(設計方針、設計条件等)の照査

(ロ)各種計算書の適切性に関する照査

(ハ)各種設計図の適切性に関する照査

(ニ)各種計算書と設計図の整合性に関する照査

第 8 章 提出図書

8.1 提出図書

提出すべき成果品とその部数は次のとおりとする。また、製本はすべて表紙、背表紙とも、タイトルをつけ、直接印刷したものとする。なお、成果品の作成に当っては、その編集方法についてあらかじめ、監督員と協議すること。

8.2 基本設計提出図書

(1) 基本設計検討書	A 4 判製本	3 部と原稿
(2) 基本設計図	A 1 判	原図一式
原図用紙は厚口トレーシングペーパー又はフジゼロックス相当品とする。		
(3) 基本設計図	A 3 判折りたたみ製本	3 部と原図
原図用紙は 8.2(2)に同じ		
(4) 鳥 瞰 図	A 2 判着色仕上額縁入	1 部
(5) 鳥瞰図写真	四ツ切カラープリント	3 部と原版
(6) 電子ファイル		
上記の全てを収納したもの		3 部
(7) その他		
(イ)業務計画書	A 4 判	1 部
(ロ)協議議事録	A 4 判	3 部と原稿
(ハ)業務月報	A 4 判	1 部
(ニ)渉外議事録	A 4 判	1 部
(ホ)監督員が必要と認めたもの		

8.3 実施設計提出図書

(1) 土木建築関係		
(イ)実施設計原図	A 1 判	原図一式
原図用紙は 8.2(2)に同じ		
(ロ)実施設計図	A 3 判折りたたみ製本	3 部と原図
原図用紙は 8.2(2)に同じ		
(ハ)計算書(数量計算書を除く)	A 4 又は A 3 判製本	3 部と原稿
(ニ)工事特記仕様書(土木)	A 4 判製本	3 部と原稿
工事特記仕様書(建築)	A 3 判折りたたみ製本	〃
(ホ)工事設計書(金抜)	A 4 判	原稿
(ハ)主要建築物透視図	A 2 判着色仕上額縁入	1 部
(ト)主要建築物透視図(写真)	四ツ切カラープリント	3 部と原版

(2) 機械関係

(イ)実施設計原図	A 1 判	一式 (土木建築に準ずる)
(ロ)実施設計図	A 3 判折りたたみ製本	3 部と原図
原図用紙は 8.2(2)に同じ		
(ハ)計算書(数量計算書を除く)	A 4 又は A 3 判製本	3 部と原稿
(ニ)特記仕様書	A 4 判製本	3 部と原稿
(ホ)工事設計書(金抜)	A 4 判	原稿

(3) 電気関係

(イ)実施設計図原図	A 1 判	一式 (土木建築に準ずる)
(ロ)実施設計図	A 3 判折りたたみ製本	3 部と原図
原図用紙は 8.2(2)に同じ		
(ハ)計算書(数量計算書を除く)	A 4 又は A 3 判製本	3 部と原稿
(ニ)特記仕様書	A 4 判製本	3 部と原稿
(ホ)工事設計書(金抜)	A 4 判	原稿

(4) 電子ファイル

上記の全てを収納したもの 3 部

(5) その他

(イ)業務計画書	A 4 判	1 部
(ロ)協議議事録	A 4 判	3 部と原稿
(ハ)業務月報	A 4 判	1 部
(ニ)渉外議事録	A 4 判	1 部
(ホ)監督員が必要と認めたもの		

8.4 電子ファイル作成要領

電子ファイルの作成要領は、日本下水道事業団実施設計業務等電子納品要領(案)に準ずるものとする。

第 9 章 参考図書

9.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 土木工事一般仕様書 (発注者の仕様書)
- (2) 建築工事・建築設備工事一般仕様書 (")
- (3) 機械設備工事一般仕様書 (")
- (4) 電気設備工事一般仕様書 (")
- (5) 日本工業規格 (JIS)
- (6) 日本下水道協会規格 (JSWAS)
- (7) 電気規格調査会標準規格 (JEC)
- (8) 日本電機工業会標準規格 (JEM)
- (9) 日本農林規格 (JAS)
- (10) 日本電線工業会標準規格 (JCS)
- (11) 内線規程 (日本電気協会)
- (12) 下水道施設計画・設計指針と解説 (日本下水道協会)
- (13) 下水道維持管理指針 (")
- (14) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説 (")
- (15) 下水道施設の耐震対策指針と解説 (")
- (16) 下水道施設耐震計算例 処理場・ポンプ場編 (")
- (17) 水理公式集 (土木学会)
- (18) コンクリート標準示方書 (土木学会)
- (19) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 許容応力度設計法 (日本建築学会)
- (20) 鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 許容応力度設計と保有水平耐力 (日本建築学会)
- (21) 鋼構造設計規準 許容応力度設計法 (日本建築学会)
- (22) 建築基礎構造設計指針 (日本建築学会)
- (23) 壁式構造関係設計規準集・同解説 壁式鉄筋コンクリート造編 (日本建築学会)
- (24) 土木製図基準 (土木学会)
- (25) 建設大臣官房官庁営繕部監修 建築工事設計図書作成基準及び同解説 (公共建築協会)
- (26) 機械製図基準 JIS ハンドブック 5 (日本規格協会)
- (27) 電気記号 JIS ハンドブック 7 (日本規格協会)
- (28) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 建築工事標準詳細図 (公共建築協会)
- (29) 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) (公共建築協会)
- (30) 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) (公共建築協会)
- (31) 国土交通大臣官房技術調査室土木研究所監修 土木構造物設計ガイドライン (全日本建設技術協会)
- (32) 改訂解説・河川管理施設等構造令 (日本河川協会)

- (33) 港湾の施設の技術上の基準・同解説(日本港湾協会)
- (34) 揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説
揚排水ポンプ設備設計指針(案)同解説(河川ポンプ施設技術協会)'
- (35) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(公共建築協会)
- (36) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(公共建築協会)
- (37) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(公共建築協会)
- (38) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 建築構造設計基準及び同解説(公共建築協会)
- (39) 建設大臣官房官庁営繕部監修 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(公共建築協会)
- (40) 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課監修 建築設備設計基準(公共建築協会)(全国建設研修センター)
- (41) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(建築保全センター)
- (42) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(建築保全センター)
- (43) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(建築保全センター)

第 10 章 補 足 事 項

10.1 設計図作成一般事項

- (1) 設計図の文字、数字はハッキリと統一性のあるものとし、レタリング等をなるべく使用すること。
- (2) 工事名、図面番号、図種、縮尺、作成年月日を表 10-1 のとおり、設計図の右下に記入すること。

表 10-1

工 事 名		図面番号	5 5 5 5 10 10	40

図 種		縮 尺		
		1:500 1:100		
作図 設計	平成 年 月 日	堺市下水道部		
75		25		
100				